

長良川用水第二期地域
畑地化推進検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所

項目	内 容	備 考												
第1章 総 則 (適用範囲)														
第1－1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。													
(目的)														
第1－2条	本業務は、岐阜県・市町・JA 等の農業振興計画等を踏まえ、長良川用水第二期地域における営農構想の見直しを行うとともに、担い手農地利用集積率等を把握し、更なる担い手農地利用集積率の推進を図るための事例収集を行うものである。													
(場所)														
第1－3条	本業務の対象とする場所は、岐阜県羽島市、海津市及び安八郡輪之内町地内で別添位置図に示すとおりである。													
(業務概要)														
第1－4条	本業務の概要は、次のとおりである。 1. 事前準備 2. 営農状況の把握 3. 点検取りまとめ	1式 1式 1式												
(土地への立入り等)														
第1－5条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。													
(管理技術者)														
第1－6条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画		農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	農学		
資 格	技術部門	選択科目												
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画												
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画												
博士	農学													

項目	内 容	備 考												
(担当技術者) 第1－7条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。													
(配置技術者の確認) 第1－8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。</p> <p>なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>													
(保険加入) 第1－9条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>													
第2章 作業条件 (作業条件) 第2－1条	<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。</p>													
(貸与資料) 第2－2条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務報告書</td> <td>平成28年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6年度 長良川用水地区 畑地化・汎用化推進情報調査検討業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国営長良川用水 事業誌</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>	分類	貸 与 資 料	数量	業務報告書	平成28年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務	1式		令和6年度 長良川用水地区 畑地化・汎用化推進情報調査検討業務	1式	その他	国営長良川用水 事業誌	1式	
分類	貸 与 資 料	数量												
業務報告書	平成28年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務	1式												
	令和6年度 長良川用水地区 畑地化・汎用化推進情報調査検討業務	1式												
その他	国営長良川用水 事業誌	1式												

項目	内 容	備 考
(貸与資料の取扱い) 第2－3条	<p>第2－2条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>	
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>	
(作業の留意点) 第3－2条	<p>業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>また、情報の精度や信頼性など常に情報管理に留意してミスの防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2－2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。</p>	
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階</p> <p>第2回 中間打合せの段階（作業計画作成時点）</p> <p>最終回 報告書原稿作成の段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	

項目	内 容	備 考
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部 2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 	
(成果物の提出先) 第5－2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2－1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関との対外的協議等により業務計画に変更が生じた場合 (7) その他 	
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、監督職員と協議するものとする。</p>	

【別紙：作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 事前準備			
1－1. 現地調査等	本地域内の営農状況を踏査するとともに、岐阜県、市町、JA、水田農業再生協議会等の農業振興計画等に関する既存資料を収集する。	1式	
1－2. 作業計画の作成	貸与資料及び収集した既存資料を把握するとともに、作業計画を作成する。	1式	
2. 営農状況の把握			
2－1. 地区の農業情勢の整理	過年度に整理した本地域の農業情勢を、最新の農林業センサス、農林水産統計年報等を用いて見直しを行い、整理する。	1式	
2－2. 関係機関の各種農業振興計画を用いた営農構想の整理	過年度の整理に、1－1. で収集した最新の各種農業振興計画、特に地域計画及び目標地図等を用いて、営農構想の見直しを行い、将来的な営農や土地利用計画を集落単位の一覧として整理する。	1式	
2－3. 農地の集積状況の把握	国営かんがい排水事業実施要綱（別紙6）国営水利システム再編事業（農地集積促進型）の適用に向けて、第2の1に定める担い手農地利用集積率の推進に資するため、過年度に整理した担い手農地利用集積率、中心経営体集積率及び中心経営体集約化率を確認し、令和6年度時点における各率を算出する。	1式	
2－4. 農地集積の成功事例の収集	本地域の営農構想、特に担い手農地利用集積率の促進に資するため、水田及び畑におけるソフト・ハード（面整備を伴わない）事業を活用した全国の優良事例を収集する。	1式	
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	